

臨時福祉給付金のご案内

対象となる方は、申請期間内に申請してくださいませようお願いします。

平成26年4月からの消費税増税に伴い、低所得者に対する負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者

原則として、基準日(平成26年1月1日)において大治町に住民登録があり、平成26年度町民税が課税されない方が対象です。平成26年1月2日以後に大治町へ転入してきた方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

ただし、

- ・ご自身を扶養している方が課税される場合
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合

などは対象外です。

支給額

支給対象者1人につき、10,000円

支給対象者の中で次に該当する方は、5,000円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請書の送付 支給対象と思われる方へ、7月下旬に申請書等を送付します。

申請先 役場 民生課

受付期間 8月1日(金)～11月4日(火)(必着) ※対象となる方は、申請期間内に申請してください。

申請方法 申請書に記入のうえ、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

※役場民生課窓口で直接提出することもできますが、混雑が予想されるため、なるべく郵送での申請をお願いします。(受付時間 午前9時～午後5時 ※土日・祝日を除く)

給付金の受取方法 原則、申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

問合せ先

- ・申請方法に関すること 役場 民生課 内線165・168
- ・制度に関すること 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570(037)192 (午前9時～午後6時)

「臨時福祉給付金」を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください



- 市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。